

肥料価格高騰対策支援金の申請手続きについて

◆事業の概要 肥料をはじめとする農業用資材の価格高騰が農業経営に大きな影響を与えていることから、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市内の販売農家を対象として肥料価格高騰対策支援金を支給いたします。

◆対象となる方 以下の全てに該当する方

- ① 市内に居住する個人、又は主たる事業所がある法人で、農業を営む販売農家
- ② 前年の農業販売金額が100万円以上である方
 ※令和7年分確定申告(法人の場合は、直近事業年度の申告)にかかる農業販売金額です。
 ※畜産の販売額は対象外です。ただし、畜産とともに耕種農業も行っている方は、耕種農業の販売金額が100万円以上であることが確認できれば対象となります。
 ※自然災害により販売金額が昨年一時的に減少している場合などは、ご相談ください。
- ③ 今後も営農を継続する意思がある方
- ④ 出雲市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員ではなく、また、これらと密接な関係を有していない方
- ⑤ 国、県、又は市から同種の支援金等の支給を受けていない方

◆支援金の額 前年の農業販売金額に応じて支給します。

農業販売金額		支援金額
100万円以上	300万円未満	2万円
300万円以上	500万円未満	6万円
500万円以上	1,000万円未満	10万円
1,000万円以上		20万円

【参考例】青色申告決算書等の「販売金額」で判断します。家事消費や雑収入は含みません。

令和 07 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	業種名	依託事務所所在地	フリガナ氏名	農園名	氏名(名称)	電話番号

令和 年 月 日 損益計算書 (自 月 日至 月 日)

提出用 (令和二年分以降用)	収入		経費		各種引当金・雑	
	目	金額	目	金額	目	金額
収入	販売金額 ①		作業用衣料費 ⑧		差引金額 (⑦-⑧)	
	事業消費金額 ②		農業共済掛金 ⑨		貸倒引当金 ⑯	
	雑収入 ③		減価償却費 ⑩		各種引当金等	
	小計(①+②+③) ④		荷造運賃手数料 ⑪		計	
	農産物の期首棚卸高 ⑤		雇入費 ⑫		専従者給与 ⑰	
	農産物の期末棚卸高 ⑥		利子割引料 ⑬			
	計 ⑦		地代・賃借料 ⑭			

◆申請手続き

1 申請期間 令和8年7月1日（水）～9月30日（水）



2 申請方法 いずれかの方法で申請してください。

しまね電子申請サービス

- (1) 持参（農業振興課 または 斐川農業事務所 へご提出ください。）
- (2) 郵送（送付先 〒693-8530 出雲市今市町 70 出雲市役所農業振興課）
- (3) 電子申請（右上の二次元コードから手続きできます。）

3 提出書類

【共通】	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書（様式1） ・通帳の写し（表紙及び1ページ目）
【個人の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（第1表）の写し ・青色申告決算書 又は 収支内訳書 の写し
【法人の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書（別表1）及び 事業概況説明書の写し ・決算書等（農業販売金額の確認できる書類）
【法人格のない 任意組合等の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・規約・会則等 ・決算書等（農業販売金額の確認できる書類）

【参考】

確定申告書（第1表）

青色決算申告書

収支内訳書

法人税申告書（別表一）

法人事業概況説明書

【お問合せ先】

出雲市 農林水産部
 農業振興課 特産振興係
 〒693-0011 出雲市今市町 70
 TEL：(0853)21-6557
 FAX：(0853)21-6998